

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険料率の見直しについて～

■ 保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。平成30・31年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

● 均等割 (被保険者が等しく負担)	平成28・29年度 (年間) 49,809円	→	平成30・31年度 (年間) 50,205円 (396円増)
● 所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	平成28・29年度 (年間) 10.51%	→	平成30・31年度 (年間) 10.59% (0.08ポイント増)
● 賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	平成28・29年度 (年間) 57万円	→	平成30・31年度 (年間) 62万円 (5万円増)

■ 均等割2割・5割軽減の範囲が見直しされました

- 保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【平成29年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+ (27万円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+ (49万円×世帯の被保険者数)	2割軽減



【平成30年度から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+ (27万5千円 ×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+ (50万円 ×世帯の被保険者数)	2割軽減

■ 所得割の軽減が見直しされました

- 平成29年度は、一定の所得以下の方について、所得割が「2割」軽減されておりましたが、平成30年度から、「軽減なし」へ変更となりました。

■ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直しされました

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

【平成29年度】

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	7割軽減



【平成30年度から】

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	5割軽減

- ▼ 所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

■ 保険料の計算方法（平成30年度）

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 50,205円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成29年中の所得－33万円)×10.59%	=	1年間の保険料 【限度額62万円】 (100円未満切り捨て)
---	---	---	---	--

- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

平成30年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

■ 保険料の軽減について（平成30年度）

次の①～②に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

① 均等割の軽減

世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	年間の均等割額	前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	5,020円	約 100円増
33万円	8.5割軽減	7,530円	約 100円増
33万円+ (27万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減	25,102円	約 200円増
33万円+ (50万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	40,164円	約 300円増

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和28年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特例措置として、所得割がかからず、均等割が5割軽減となります(50,205円→25,102円)。

なお、所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

■ 年間保険料額の例（平成30年度）

● 単身世帯の場合

年金収入	均等割軽減	年間保険料額	前年度比
80万円	9割	5,000円	100円増
153万円	8.5割	7,500円	100円増
168万円	8.5割	23,400円	3,400円増
195万円	5割	69,500円	9,300円増
195万5千円	5割	70,100円	5,400円減
211万円	2割	101,500円	12,900円増
217万円	2割	107,900円	800円増
218万円	2割	108,900円	9,200円減

● 夫婦2人世帯（共に被保険者）で、妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の年金収入	区分	均等割軽減	年間保険料額	前年度比
80万円	夫妻	9割	5,000円	100円増
			5,000円	100円増
153万円	夫妻	8.5割	7,500円	100円増
			7,500円	100円増
168万円	夫妻	8.5割	23,400円	3,400円増
			7,500円	100円増
211万円	夫妻	5割	86,500円	12,900円増
			25,100円	200円増
223万円	夫妻	5割	99,200円	14,200円減
			25,100円	14,700円減
266万円	夫妻	2割	159,800円	1,200円増
			40,100円	300円増
268万円	夫妻	2割	161,900円	8,700円減
			40,100円	9,700円減

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

電話 011-290-5601

お住まいの市区町村

新冠町保健福祉課 国保・後期高齢者医療係

電話 0146-47-2113